

# PEFC ガイド

PEFC GD 1008:2019

## PEFC 手順文書

2019年12月9日

### PEFC 情報および登録システム - データに関する要求事項

#### PEFC 評議会

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20

1215 Geneva 15, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50

E-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org), Web: [www.pefc.org](http://www.pefc.org)

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

**著作権に関する注意書**

©PEFC 評議会 2019

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権がおよぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFCNGB によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

**文書の表題** : PEFC 情報および登録システム - データに関する要求事項

**文書名** : PEFC GD 1008:2019

**承認** : PEFC 評議会理事会

**承認日付** : 2019 年 11 月 11 日

**発行日** : 2019 年 12 月 9 日

**発効日** : 2019 年 12 月 9 日

**移行日** : 2019 年 12 月 9 日

## 目次

<b>1</b>	<b>適用範囲</b>	5
<b>2</b>	<b>引用規格</b>	5
<b>3</b>	<b>定義</b>	5
3.1	認定認証書	5
3.2	認可団体	5
3.3	PEFC 情報登録システム	5
3.4	PEFC 各国認証管理団体 (PEFC NGBs)	5
3.5	PEFC 承認認証書	5
3.6	総売り上げ	6
3.7	非認証主体	6
3.8	終了	6
3.9	取り消し	6
3.10	一時停止	6
<b>4</b>	<b>全般的な要求事項</b>	7
<b>5</b>	<b>データの要素</b>	8
5.1	必須項目	8
5.2	全般的な指針	10
5.3	フォーマットの仕様	10
付属書 1 : 産業部門		16
付属書 2 : 製品の 카테고리		19
付属書 3 : 特定のプロジェクトを対象とする PEFC-COC		21

## 序論

PEFC 評議会 (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林管理と COC の第 3 者認証および林製品のラベル制度を運営する。

PEFC は、そのデータベースの操作性と完全性を確保するために、「PEFC 情報および登録システム」を名称とするデータベース・マネジメントシステム (DBMS) を使用する。これは、PEFC 承認認証書と認証主体、PEFC ロゴライセンス、PEFC 公示認証機関および PEFC 認証製品などの PEFC 関連データの登録に活用される。現在、PEFC は Radix Tree software (Global Traceability Solutions GmbH) をその DBMS として使用している。

PEFC 情報登録システムの目的は、認証取得組織、認証機関および個人に対し下記を可能とする信頼ある情報を提供することにある。

- 認証書および主体の PEFC 承認状態に関する有効性を検証する
- PEFC ロゴライセンスの保有者を確認する
- PEFC 認証サービスを提供する認証機関を検索する
- PEFC 認証製品の供給者を検索する

さらに、PEFC 情報登録システムは、内部や外部で使用される PEFC の統計および PEFC の実績のモニタリングに関わるデータを提供する。

すべての使用者が求める PEFC 情報登録システムのデータの完結性と正確性を確保するために、本システムは PEFC 認可団体および PEFC 評議会事務局 (以後、PEFC 事務局と呼ぶ) によって最新状態が維持される。

本文書は、PEFC 認可団体および PEFC 評議会によって PEFC 情報登録システムに登録されるデータ要素に関する要求事項を定める。

本文書は、GLI4/2007 「PEFC 登録システムに関する内部規則」に代替するが、PEFC ロゴライセンスの発行および PEFC コードシステムに関する手順は、新しい正式文書によって規定されるまでその有効性が維持される。

## 1 適用範囲

この文書は、PEFC 関連データの PEFC 情報登録システムへの登録に関する PEFC 認可団体および PEFC 事務局のための要求事項を解説する。

## 2 引用規格

下記の参考文書は、この文書の適用の上で不可欠である。日付のある文書を特別オリジナル文書とする。本ガイドの使用の目的のためには、参考文書の現行版が適用される。

PEFC ST 2002、森林および森林外樹木製品の COC - 要求事項  
 PEFC ST 2001、PEFC 商標規則 - 要求事項  
 PEFC GD 1004、PEFC 認証制度の管理運営

## 3 定義

### 3.1 認定認証書 (Accredited certificate)

認証機関が受けた認定の範囲内で認証機関によって発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したものの。

### 3.2 認可団体 (Authorised body)

PEFC 評議会によって、PEFC 評議会を代理して PEFC 制度の統治の実行を認可された主体。

**注意書：** 認可団体は、自国内で活動する **PEFC 各国認証管理団体** (NGB) または PEFC 制度の管理を実行することを PEFC 評議会によって認可されたその他の主体である。

### 3.3 PEFC 情報登録システム (PEFC Information and Registration System)

PEFC 情報登録システムは、PEFC 評議会が管理するデータベースの管理システムである。これは、認証活動のグローバルな概況を提供するものであり、下記の目的に使用される。

- ・ PEFC の中核的なデータを PEFC ステークホルダーから収集し、標準化する。
- ・ COC 認証書および森林管理認証書に関する情報を PEFC 制度の様々なステークホルダーと共有する。  
(顧客、企業、各国認証管理団体、認証書保有者、・・・)
- ・ 本制度のサービスを維持し、向上する。
- ・ 財務および市場分析をサポートする。
- ・ モニタリングと評価
- ・ 計画する。

### 3.4 PEFC 各国認証管理団体 (PEFC NGBs)

PEFC 各国認証管理団体 (PEFC NGBs) は、国ベースの独立組織であり、当該国において PEFC 制度を発展、遂行するために設立されたものである。PEFC 各国認証管理団体とその連絡先は PEFC のウェブサイト に列挙されている。PEFC の各国認証管理団体は、**PEFC 認可団体**であることが多い。

### 3.5 PEFC 承認認証書 (PEFC-recognised certificate)

PEFC 承認認証書とは下記である。

- a) PEFC 公示を受けた認証機関が、PEFC の承認を受けた森林認証制度／規格に照らして発行した有効期間内の森林管理**認定認証書**、
- b) PEFC 公示を受けた認証機関が、PEFC 国際 COC 規格 (PEFC ST 2002)、または PEFC の承認を受けた他の COC 規格に照らして発行した有効期間内の **COC 認定認証書**

**注意書 1：** PEFC の承認を受けた森林認証制度と COC 規格は PEFC 評議会のウェブサイト [www.pefc.org](http://www.pefc.org) に掲載される。

**注意書2：** グループ認証書またはマルチサイト認証書で、サイトまたはグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが別の文書、例えば認証書または子証書の付録によって確認される場合、その別の文書および該当の認証書を揃えてそのサイト/加盟者のPEFC承認認証書と見做される。

### 3.6 総売り上げ (Total turnover)

企業の総収入における総売上高の合計。総収入の金額は、直近の認証書の発行日によって決められる。

### 3.7 非認証主体 (Non-certified entity)

非認証主体は PEFC 認証とはされないが、プロモーションやコミュニケーションを目的として PEFC 商標を使用することができる。非認証主体には、例えば、NGO、メディア、教育/学術関連組織がある。

### 3.8 終了 (Terminated)

企業が自発的に認証書の取り消しを決めた場合、認証書は終了する。

### 3.9 取り消し (Withdrawn)

認証機関が「適合の表明の撤回または取り消し」(ISO/IEC 17000)を決定した場合、認証書は取り消される。

### 3.10 一時停止 (Suspended)

一時停止は、常に暫定的な認証状態である。一時停止中は、該当認証書は暫定的に無効である。

## 4 全般的な要求事項

4.1 PEFC 認可団体および PEFC 事務局は、下記の情報を登録しなければならない。

- a) PEFC 承認森林管理認証書
- b) PEFC 承認 COC 認証書およびマルチサイト認証におけるサイト/加盟者
- c) PEFC 認証製品
- d) PEFC ロゴライセンス
- e) PEFC 公示認証機関

4.2 PEFC 認可団体および PEFC 事務局は、本文書が解説する要求事項および PEFC 評議会が提供するその他の指示を順守しなければならない。

4.3 PEFC 認可団体および PEFC 評議会は、一般データ保護規則 (GDPR) およびスイス連邦データ保護法 (Swiss Federal Act on Data Protection: FADP) の最新版に則って PEFC の活動に関するすべての情報を収集、処理し、ウェブサイトおよび PEFC 情報および登録システムを含む電子データベースに収納する責を負う。

**注意書 1:** PEFC 認可団体と認証機関の間の公示契約が、認証機関による一般データ保護規則 (GDPR) およびスイス連邦データ保護法 (Swiss Federal Act on Data Protection: FADP) の最新版に則った PEFC 情報の収集、処理、収納の義務に言及すること、さらに、認証機関が自国における地元のプライバシー関連法規を認識し、順守することが強く推奨される。

**注意書 2:** PEFC 認可団体が、自国における地元のプライバシー関連法規を認識し、順守することが強く推奨される。

4.4 認証機関に対するロゴライセンスの発行に関する情報を含めて公示認証機関に関する情報の登録は、PEFC 事務局によってのみ実行されなければならない。故に、PEFC 認可団体はこれらを PEFC 情報登録システムに登録する事務局に提供しなければならない。また、PEFC 認可団体は如何なる変更についての情報を提供しなければならない。

4.5 PEFC 認可団体および PEFC 事務局は、期限日切れ、取り消し、一時停止、または、終了となった認証書の情報を PEFC 情報および登録システムから削除してはならない。

## 5 データの要素

### 5.1 必須記入項目

PEFC 情報登録システムは、一式のデータ要素を含む。下記の表は、認証の特定の種類ごとに登録されるべきデータ要素を定める。

表 1(a) : 必須項目

I: 個別、MS: マルチサイト、P: 加盟者、G: グループ

✓: 常に適用、✓\*: 当てはまる場合のみ適用

	COC			FM			非認証主体
	I	MS	P	I	G	P	
主体の種類 (従前の「認証種類」)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
認証書の種類	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
認証森林面積				✓	✓	✓	
PEFC 認可団体	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
認証書の初回発行日	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
認証書の最新更新日	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
認証書の期限日	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
取り消し、一時停止、 終了の日付	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*
認証書番号	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
子認証書番号			✓*			✓*	
地元認証機関	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
認証機関名	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
認証状態	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
COC の方式	✓	✓	✓				
COC 規格	✓	✓	✓				



表 1 (b) : 必須項目 (続き)

I: 個別、MS: マルチサイト、P: 加盟者、G: グループ

✓: 常に適用、✓\*: 当てはまる場合のみ適用

	COC			FM			非認証主体
	I	MS	P	I	G	P	
企業名 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業の住所 (市以下) (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業の郵便番号 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業の居住市 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業の居住国 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業の電話番号 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
企業のウェブサイト (PEFC)	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*
担当者のメール (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
担当者の名 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
担当者の姓 (PEFC)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ロゴ使用者グループ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ロゴライセンスの期限 日	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*
ロゴライセンス番号	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓
ロゴライセンスの状態	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓*	✓
新規産業部門	✓	✓	✓				
サイト/加盟者の数		✓			✓		
製品カテゴリーの レベル 1	✓	✓	✓				
製品カテゴリーのレベ ル 2	✓	✓	✓				
製品カテゴリーのレベ ル 3	✓	✓	✓				
製品の説明	✓*	✓*	✓*				

認証書の加盟者の総売り上げの合計	✓	✓					
通貨	✓	✓					

\* 申請の際にはこれらの欄への記入が必要

**注意書 1:** 生産者グループの要求事項は、マルチサイト COC と同一であるが、「主体の種類」に関する特有の項目の記入の際には注意が必要。生産者グループ認証書の保有者を記入する際には、「生産者グループ認証書保有者 COC」を選択し、生産者グループへの加盟者を記入する際には「生産者グループ認証書 COC 加盟者」を選択のこと。

**注意書 2:** プロジェクト認証の情報を PEFC 情報登録システムに登録する方法に関する指針は、本文書の付属書 3 にある。

**注意書 3:** 非認証主体に関する「発行日」の項目は、商標ライセンス番号の発行日とする。「取り消し、一時中止、終了の日付」に関しては、商標ライセンス番号の取り消し、一時中止、終了の日とする。非認証主体は、PEFC 認証の対象とはならないが、プロモーションおよびコミュニケーションの目的で使用することがある。

**注意書 4:** 個人的な連絡先は、一般的な情報で代替できる。

## 5.2 全般的な指針

データベースへの追記または記録の編集の際は、全般的に下記の規則が適用されべきである。

- PEFC 各国認証管理団体および PEFC 認可団体は、認可した企業認証書の記録の管理に関してのみ責を負う。認定機関、認証機関および企業に関するデータの記録は、PEFC 各国認証管理団体や PEFC 認可団体は関連せず、PEFC 評議会のみが管理する。
- データ記録をセーブする前にフォーマットのすべての記入欄の適合性をダブルチェックする。
- 全文字を大文字とせず、通常のように大文字と小文字を使用する。
- 各欄には求められるデータのみを入力し（例：単一のデータ要素）、それ以外は記入しない。
- 選択項目には無関係な事柄や情報を有していない事柄を入力しない。

## 5.3 フォーマットの仕様

下記の表は、すべての項目に関するフォーマット上の要求事項と正誤入力例を示す。

表 2：主体の種類に関する項目

M：手書き、A：自動入力、N/A：適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
主体の種類	主体の種類 (COC、FM、非認証主体)	M	✓ COC	N/A

表 3 (a)：認証機関に関する項目

M：手書き、A：自動入力、N/A：適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
地元の認証機関	・ 認証機関の正式名称 (地元フランチャイズ)	M	✓ Kappa Certification Switzerland (架空)	N/A
認証機関名	・ 認証機関の親会社の名称 ・ 「地元の認証機関」と同一の場合あり	A	✓ Kappa Certification (架空)	N/A
認定機関	・ 認定機関の正式名称	A	✓ National Standards	N/A

			Institute (架空)	
認定番号	・ 認証機関の認定番号	A	✓ 9847	N/A
認証機関の住所 (市町村名以下)	・ 企業の住所 (市町村名以下) ・ キャメルケース*	A	✓ Molinanstrasse 17	N/A
認証機関の郵便番号	・ 認証機関の郵便番号 ・ 郵便番号は省略形国名の前に追記することができる	A	✓ 78011	N/A
認証機関の居住市	・ 地元の認証機関の物理的住所の市名 ・ キャメルケース*	A	✓ Bern	N/A
認証機関の居住国	・ 地元の認証機関の居住国	A	✓ CH (スイス)	N/A

\* キャメルケースとは、複合語やフレーズを一つのアルファベットの単語で表記する際、各単語や要素語の先頭の文字を大文字で表記する手法のこと。例えば、PowerPointやiPhoneなど。

表 3 (b) : 認証機関に関する項目 (連絡先情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
認証機関の電話番号	・ 一つの有効な電話番号 ・ 国番号を含めること (+の記号を前に追記) ・ 数字間のスペース使用可 ・ ダッシュ (-)、ドット (.)、などの特殊記号を使用しない	A	✓ +41 44 665 1633	N/A
認証機関のEメール	・ 一つの有効なメールアドレス ・ 小文字 (特に大文字が要求されていない場合)	A	✓ info@kappa-cert.com	N/A
認証機関のウェブサイト	・ 企業の有効なウェブサイト (デッドリンクでないこと) ・ アドレスは「www」で始まること ・ アドレスの前に「http://」または「https://」を追記することができる	A	✓ http://www/kappa-cert.ch ✓ www.kappa-cert.ch	N/A

表 4 (a) : COC 認証書または FM 認証書に関わる項目

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
認証書の種類	・ 規定リストによる認証書の種類	M	✓ 生産者グループ認証書	N/A
認証状態	・ 認証書の現在の有効性	M	✓ 有効	N/A
認証書の最初の発行日	・ 認証書の初回発行日	M	✓ 12/08/2005	N/A
認証書の最新更新	・ 認証書が最新更新された日	M	✓ 12/08/2019	N/A

日				
認証書の期限日	・ 認証書の次の期限日	A	✓ 12/08/2024	N/A
取り消し、一時停止、終了の日	・ 当てはまる場合のみ 認証書に影響する取り消し、一時停止、終了の行為の日付	M	✓ 01/03/2023	N/A
認証書番号	・ スペースなしの単一の認証書番号 ・ グループのすべての加盟者は同一の認証書番号を使用しなければならない。	M	✓ KAP-PEFC-COC-123455	X KAP PEFC/COC 123455 X KAP PEFC/ COC 111455 (certificate holder) X KAP PEFC/ COC 5623455 (old number was COC 12876)
子認証書番号	・ スペースなしの単一の認証書番号*	M	✓ KAP-PEFC-COC- 123455-42 ✓ KAP-PEFC-COC- 123455/42	X KAP PEFC/COC 123455 X KAP PEFC/ COC111455

\* PEFC ST 2003 が認証書番号および子認証書番号に関する要求事項を解説する。

表 4 (b) : COC 認証書または FM 認証書に関わる項目 (連絡先情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
担当者の名 (PEFC)	・ 一人のみ ・ 姓を含まない ・ キャメルケース* ・ 肩書なし	M	✓ John	X Mr. John X John DOE X JOHN X John or Jane
担当者の姓 (PEFC)	・ 一人のみ ・ 姓のみ ・ キャメルケース* ・ 肩書なし (Mrs., Mr., Dr. など)	M	✓ Doe	X DOE
担当者の E メール (PEFC)	・ 一つの有効なメールアドレス ・ 小文字 (大文字が特に要求されない場合)	M	✓ john@twood.com	X JOHN@TWOOD (火曜日のみ)

企業の電話番号 (PEFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの有効な電話番号</li> <li>国番号を含めること (+の記号を前に追記)</li> <li>数字間のスペース使用可</li> <li>ダッシュ (-)、ドット (.)、などの特殊記号を使用しない</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ +41 21 456 1287</li> <li>✓ +41214561287</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X 214561287</li> <li>X 21-456-12-87</li> <li>X 21. 456. 12. 87</li> <li>X 41 (0) 214561287</li> </ul>
-------------------	--	---	---	--

\* キャメルケースとは、複合語やフレーズを一つのアルファベットの単語で表記する際、各単語や要素語の先頭の文字を大文字で表記する手法のこと。例えば、PowerPointやiPhoneなど。

表 4 (c) : COC 認証書または FM 認証書に関わる項目 (連絡先情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
企業の名称 (PEFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の正式名称</li> <li>該当企業が正式に全文字を大文字表記している場合を除き、すべてを大文字で入力することはしない</li> <li>企業名に接尾辞を含んでよい (例: Inc.、SA、GmbH、等)</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ TEX Wood</li> <li>✓ TEX Wood S. A.</li> <li>✓ TEX Wood (SA)</li> <li>✓ TEX Wood - Participant1*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X texwood (Switzerland)</li> </ul>
企業の住所 (市町村以下) (PEFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の住所 (市町村名以下)</li> <li>キャメルケース**</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Langstrasse 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X Langstrasse 12 (ZH, Switzerland)</li> <li>X Building BC, fifth floor, Langstrasse 12 (ZH)</li> </ul>
企業の郵便番号 (PEFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の郵便番号</li> <li>郵便番号は省略形国名の前に追記することができる</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 8004</li> <li>✓ CH-8004</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X CH8004 (Zurich, Switzerland)</li> </ul>
企業の居住市 (PEFC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が物理的居住する市の名称</li> <li>キャメルケース**</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Zurich</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X ZURICH</li> <li>X Zurich (CH)</li> <li>X CH-1020 Zurich (Switzerland)</li> </ul>
企業の居住国	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が居住する国名</li> </ul>	M	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ CH (Switzerland)</li> </ul>	N/A

\* これは、マルチサイト認証書の加盟者が認証書の保有者と同一の名称を有する場合に使用される。

\*\* キャメルケースとは、複合語やフレーズを一つのアルファベットの単語で表記する際、各単語や要素語の先頭の文字を大文字で表記する手法のこと。例えば、PowerPointやiPhoneなど。

表 4 (d) : COC 認証書または FM 認証書に関わる項目 (ロゴ情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
-----	-----------	----	--------	--------

ロゴ使用者グループ	・ PEFC GLI4/2007 に則ったロゴ使用者グループ (A/B/C/D)	A	✓ C	N/A
ロゴライセンスの番号	・ PEFC GLI 4/2007が正式に定めるフォーマットによる一つのロゴライセンス番号 ・ スペースまたはその他の分離記号を使用しない	M	✓ PEFC/13-32-032 ✓ PEFC/13-32-032-43909	X PEFC/137-321-03255 6-GH3435643 X PEFC/1333032 X PEFC/13. 32. 032 X PEFC/13 32 032 X PEFC/13 37 032
ロゴライセンスの状態	・ ロゴライセンスの現在の有効性 ・ 非認証主体以外は、認証書の期限日によって自動的に設定される	M/A	✓ 有効	N/A
ロゴライセンスの期限日	・ ロゴライセンスの次期の期限日 ・ 認証書の期限日を超えてはならない ・ 非認証主体以外は、認証書の期限日によって自動的に設定される	M/A	✓ 12/08/2024	N/A

表 5 (a) : COC 認証書のみに関連する項目

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
対象に含まれるサイト/加盟者(COC)の数	・ COC 認証書の対象範囲に含まれる加盟者数 (COC 認証書の保有者を含む)	M	✓42	N/A
COC の方式	・ COC方式	M	✓ 物理的分離	N/A
COC 規格	・ 認証書に適用された COC 規則	M	✓PEFC ST 2002:2013	N/A
新規産業部門	・ 付属書 1 のリストによる該当企業の主な産業部門	M	✓ パルプ、紙、パッケージ	N/A

表 5 (b) : COC 認証書のみに関連する項目 (製品情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
製品カテゴリーレベル 1	・ 付属書 2 に列挙される製品カテゴリーの第一層	M	✓パルプ、紙、パッケージ	N/A
製品カテゴリーレベル 2	・ 付属書2に列挙される製品カテゴリーの第二層	M	✓ パッケージ用素材	N/A
製品カテゴリーレベル 3	・ 付属書 2 に列挙される製品カテゴリーの第三層	M	✓折り畳みボール箱	N/A

製品の説明	・ 該当製品の概要	M	✓ 玩具用ボール箱	N/A
-------	-----------	---	-----------	-----

表 5 (c) : COC 認証書のみに関連する項目 (財務情報)

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
認証書の加盟者の総売上高の合計	・ 前回の認証書発行日現在における 認証書の加盟者の総売上高の合計 (加盟者の決算書の通貨で)  ・ 小数点以下は切り上げ	M	✓ 142000	N/A
通貨	・ 総売り上げが計上された通貨	M	✓ ユーロ	N/A

表 6 : COC 認証書のみに関連する項目

M: 手書き、A: 自動入力、N/A: 適用なし

項目名	フォーマットの仕様	入力	正しい入力例	誤った入力例
対象に含まれるサイト/加盟者 (FM) の数	・ 森林管理認証書の対象範囲に含まれる加盟者数 (COC 認証書の保有者を含む)	M	✓ 42	N/A
認証林地の面積	・ ゼロ以外の数字 ・ 小数点一桁まで ・ ヘクタール単位で	M	✓ 500.5	X 1034 ha X 123459 m <sup>2</sup> X 12, 34243 X 0
FM 規格	・ 該当の認証書に適用された森林管理規格の記号 (規格名)	M	✓ PEFC ST 1003:2010	N/A

## 付属書 1：産業部門

下記の表は従前および新規の産業部門の定義間の同一性を示す。

表 7：産業部門の定義

N/A：適用なし

従前の定義	新規の定義	解説
代理人/仲買人/取引業者	木材取引	木材を取引きする企業。主なビジネスは材木の製造や加工ではなく、原材料の仲買人としての活動のみ。
バイオマス/ バイオエネルギー	エネルギー	木材（ペレット、木材チップ、木炭）から得られるエネルギーを主なビジネスとする企業
建築	建築	建築素材（梁、CLT、その他の集成材）、建築製品（プレファブ住宅、住宅部品）および建物、鉄道、橋などの建設を主なビジネスとする企業
印刷業者	印刷業	紙や包装への印刷サービスを主なビジネスとする企業
出版会社	出版業	書籍、雑誌、新聞の発行を主なビジネスとする企業（社内新聞を主なビジネスとするまだ出版業者とは見做されない企業も含む）
パルプと紙製品の製造者 パルプと紙製品の取引業者/ 小売業者	パルプ、紙、パッケージ	パルプ（その製造または取引）、紙（グラフィック用紙、新聞用紙、家庭・衛生用紙）、包装用素材（製品のパッケージ、段ボール、包装用紙、箱紙）

表 7：産業部門の定義

N/D：定義なし

従前定義	新規の定義	解説
非木材林産品	非木材林産品	木材外の林産品（森林区域から産出される蜂蜜、ベリー、茸、動物産品を含む、ただしこれに限らない。）
丸太の生産者/取引業者	製材	森林由来の樹木を切削し、他の製造業者に引き渡す企業
木材製品製造業者	N/D	N/D
木材製品の取引業者/ 小売業者	小売業者/エンドユーザー	消費者への販売を目的に林産品の完成品を利用する企業。小売業者には、DIY、家具、デパート、スーパーマーケット、アパレル店舗などがある。エンドユーザー（ブランドオーナーとしても知られる）は、（紙や他の林産原材料を素材とする）パッケージの使用が必要な製品（非林産品やサービス）を販売する企業。例：マクドナルド、ロレアル、等）
N/D	繊維	木材セルロースを原料とする繊維を主なビジネスとする企業。（ファイバー、編物、織物、アパレル、家庭用織物を含む）
N/D	家具	室内家具、室外家具（ガーデン用品、室外家具、柵）



		建築業者の木工品（窓、ドア、床）などを主なビジネスとする企業。ここには、供給チェーンの川下で家具になる家具用部品が含まれる。
N/D	ゴム	ゴム（その製造または取引）を主なビジネスとする企業。
その他	その他	上記のカテゴリに当てはまらないその他の企業。 例：コルクの製造者はここに入る。

## 付属書 2: 製品カテゴリー

表 B: 製品カテゴリー

レベル 1	レベル 2	レベル 3
01000 丸太	01010 製材原木丸太およびベニア用原木	
	01020 パルプ用材	
	01030 チップおよび木片	
	01040 残余材	
	01050 その他の工業用丸太	
02000 薪と木炭	02010 薪材（チップ、残余材、ペレット、ブリケットなど）	
	02020 木炭	
03000 挽き材と枕木	03010 鉄道用枕木	
	03020 挽き材	
04000 エンジニアード・ウッド製品	04010 積層材製品	
	04020 重継材	
	04030 グルーラム	
	04040 単板積層材（LVL）	
	04050 PSL	
	04060 I-Joists / I-Beams（梁）	
	04070 トラスおよびエンジニア・パネル	
	04080 その他	
05000 木製パネル	05010 単板	
	05020 合板	
	05030 パーティクル・ボード	05031 OSB 合板
		05032 その他のパーティクル・ボード
	05040 ファイアーボード	05041 MDF
		05042 HDF
		05043 ソフトボード
		05044 ハードボード
05045 断熱、絶縁、防音ボード		
06000 パルプ	06010 機械パルプ	
	06020 半化学パルプ	
	06030 溶解パルプ	
	06040 化学パルプ	06041 未晒し硫酸塩パルプ
		06042 晒し硫酸塩パルプ
06043 未晒し硫酸塩クラフトパルプ		

		06044 晒し亜硫酸クラフトパルプ
	06050 リカバード・ペーパー (未晒しクラフト紙・板紙、段ボール、 晒し化学紙・板紙、機械パルプからで き紙新聞用紙、雑誌用紙、等)	
07000 紙と板紙	07010 印刷紙	07011 新聞巻取紙
		07012 非塗下級紙
		07013 非塗工上質紙
		07014 塗工紙
	07020 家庭・衛生紙	
	07030 パッケージ用素材	07031 ケース用品
		07032 折り畳み箱用板紙
		07033 包装紙
		07034 その他主にパッケージに使用 される紙
	07040 その他の紙と段ボール	
	07050 加工紙製品	
07060 印刷物		
08000 木材製品	08010 パッケージ用、ケーブルドラ ム、パレット	08011 パッケージと木枠
		08012 ケーブルドラム
		08013 パレット
	08020 家具	
	08030 建築木工品	08031 窓
		08032 戸
		08033 屋根
		08034 床
		08035 その他
	08040 化粧材	
	08050 工具と旋盤加工材	08051 工具
		08052 子供用玩具
		08053 スポーツ用品
		08054 楽器
08055 その他		
08060 その他		
09000 屋外装飾品	09010 建物および部品	
	09020 ガーデン家具/アウトドア用品	09021 ガーデン家具
		09022 遊園地設備
		09023 デッキ
	09030 その他	

11000 コルクとコルク製品	11010 天然コルクおよびコルク廃材	
	11020 コルク製品	
12000 エネルギー（木材燃焼による）		
13000 非木材製品		

### 付属書 3 : 特定のプロジェクトを対象とする PEFC-COC

2.1 本文書は、特定のプロジェクト（プロジェクト認証）を対象とする PEFC-COC 認証書を PEFC 情報登録システムに登録する方法を説明する。

2.2 プロジェクト認証は、PEFC COC ST 2002 に照らした認証の対象として適格な製品のひとつである。プロジェクトが PEFC 認証を受けるためには、管理主体が PEFC-COC 認証書を保有し、該当のプロジェクトが認証書の対象範囲において特定されなければならない。

2.3 認証書およびその実際のプロジェクトは別々に登録されなければならない。まず、他の COC 認証書保有者と同様に、管理主体が登録されなければならない。（加盟サイトがある場合は、それも同様）プロジェクト名は「企業名」の項目に追加されなければならない。

2.4 次に、PEFC 情報登録システムおよび PEFC ウェブサイト上で容易に確認できる様に、プロジェクトは個別に登録されなければならない。これによって、COC 認証書が取り消し、終了または期限日切れになっても、その特定のプロジェクトが有効としてリストに残ることが確実になる。

2.5 下記の表は、記入が必須な項目およびその説明を含む。

表 9 : プロジェクト認証に関して入力すべき項目

項目名	説明	入力	正しい入力例
主体の種類 (以前の「認証の種類」)	・「COC」を選択	M	COC
認証書の種類	・「プロジェクト認証」を選択	M	プロジェクト認証
PEFC認可団体	・該当の PEFC 認可団体の正式名称	A	PEFC スペイン
認証書の初回発行日	・プロジェクトの認証書の発行日	M	03/24/2017
認証書の期限日	・プロジェクトに関する期限日はない。数字としては自動的に 12/31/2099 に設定される	A	12/31/2099
認証書番号	・認証書番号に「-project」を追記 例：「PEFC-COC-12345-project」	M	KAP-PEFC-COC-123455-project
地元認証機関	・認証機関の正式名称（地元フランチャイズ）	M	Kappa Switzerland
認証機関名	・認証機関の親組織の正式名称	M	KAP
認証状態	・自動的に「有効」と設定される	A	有効
COC 方式	・プロジェクトで使用された COC 方式	M	パーセンテージ方式
COC 規格	・該当認証書に適用された COC 規格の記号（規格名）	M	PEFC ST 2002:2013
企業名 (PEFC)	・プロジェクトの名称	M	Barcelona Wooded Tower
企業の住所 (市町村以下)	・プロジェクトの住所（市町村以下）	M	Carrer de Saul Ferron 12

(PEFC)	・キャメルケース*		
企業の郵便番号 (PEFC)	・プロジェクトの住所の郵便番号 ・郵便番号は省略形国名の前に追記することができる	M	08001
企業の居住市 (PEFC)	・プロジェクトが物理的に在住する市名 ・キャメルケース*	M	バルセロナ
企業の居住国 (PEFC)	・プロジェクトが在住する国名	M	ES (スペイン)
企業の電話番号 (PEFC)	・プロジェクトにつながる電話番号 (もしあれば)	M	+34 911755698
企業のウェブサイト (PEFC)	・プロジェクトにつながるウェブサイト	M	www.build.com
担当者の電子メール (PEFC)	・プロジェクトにつながるメールアドレス (もしあれば)	M	Jane.doe@build.com
担当者名 (PEFC)	・プロジェクトにつながる担当者の名前 (もしあれば)	M	Jane
担当者姓 (PEFC)	・プロジェクトにつながる担当者の姓 (もしあれば)	M	Doe
ロゴライセンス番号	・認証機関のロゴライセンス番号 ・PEFC GLI 4/2007が正式に定めるフォーマットによる一つのロゴライセンス番号 ・スペースまたはその他の分離記号を使用しない	M	PEFC/16-4-14356
ロゴライセンスの期限日	・プロジェクトに関する期限日はない。数字としては自動的に12/31/2099に設定される	A	12/31/2099
新産業部門	・産業部門は自動的に「建築」に設定される。	A	建築
プロジェクトの説明	・プロジェクトの概要	M	市街を見渡す木製タワー

\* キャメルケースとは、複合語やフレーズを一つのアルファベットの単語で表記する際、各単語や要素語の先頭の文字を大文字で表記する手法のこと。例えば、PowerPointやiPhoneなど。